

令和4年度第1回恵那市太陽光発電施設検討委員会

日時：令和5年2月21日（火曜日）

午前10時00分から

場所：共同福祉会館1階集会室

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 委嘱書交付（改選のみ）

4. 委員自己紹介（改選のみ）

5. 議事

（1）恵那市太陽光発電設備設置に関する条例及び施行規則改正案について

・・・資料1、資料2

6. その他

・恵那市太陽光発電設備設置事業に関する技術指導の手引きについて（報告）

・・・資料3

7. 閉会

恵那市太陽光発電施設検討委員会

番号	団体名	名前	備考
恵那市地域自治区会長会議を代表する者			
1	恵那市地域自治区会長会議会長	前川 登	
2	笠置自治区協議会会長	石原 甲喜	
3	飯地自治区協議会会長	瀬瀬 佳恭	
4	岩村地域自治区運営協議会会長	西尾 公男	
5	明智地域自治区運営協議会会長	杉山 淳	
太陽光発電施設に関する知識を有する者			
6	恵那市測量設計（恵峰会）代表	福岡 隆	株式会社北辰測量設計
土木事業に関する知識を有する者			
7	恵那市建設協同組合理事長	阿部 護	セントラル建設株式会社
法律に関する知識を有する者			
8	端元博保法律事務所	端元 博保	
環境に関する知識を有する者			
9	恵那県事務所環境課課長	奥村 一信	

恵那市太陽光発電施設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市内での太陽光発電施設の設置に関し、太陽光発電施設を設置する者が、その安全並びに周辺環境に配慮し、生態系の保護並びに森林機能、自然景観及び住環境の保全を図り、災害等から地域住民の生命、身体又は財産を保護するための方針を定めることを目的とし、恵那市太陽光発電施設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、「太陽光発電施設」とは、太陽光を電気に変換する施設及びその附属設備であって、土地に自立して設置されるものをいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 太陽光発電施設を適切に設置するための方針の検討
- (2) 太陽光発電施設を適切に撤去及び処分するための方針の検討
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的達成のために市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 恵那市地域自治区会長会議を代表する者
- (2) 太陽光発電施設に関する知識を有する者
- (3) 土木事業に関する知識を有する者
- (4) 法律に関する知識を有する者
- (5) 環境に関する知識を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、建設部都市住宅課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

1. 景観計画の概要及び経過

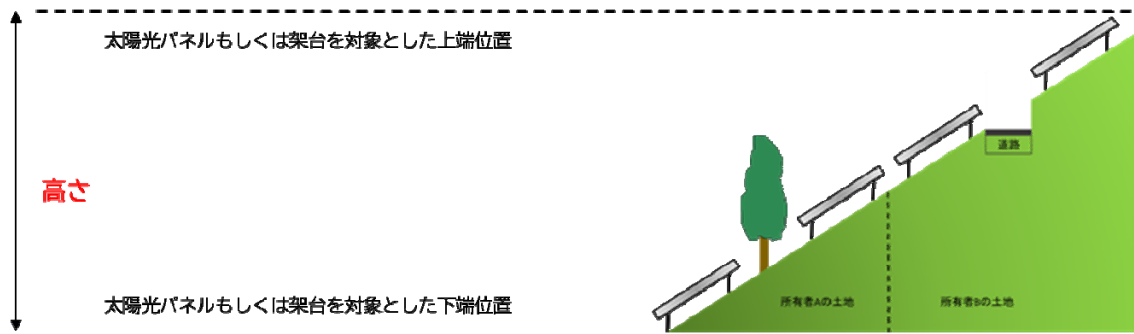
恵那市は、良好な景観形成を目的として平成24年3月に恵那市景観計画を策定し、市内の良好な景観形成に取り組んできた。令和3年には策定から10年が経過したことから恵那市景観計画の見直しを開始した。

見直しの中で、近年景観への影響が懸念されている太陽光発電設備に対する規制の必要性が認められたため、太陽光発電設備に対する規制を景観計画の改正の中に盛り込むこととした。

2. 景観法に基づく届出対象への追加事項(太陽光発電設備)

届出が必要な太陽光発電設備の基準

行為の種類		行為の規模・内容	
工作物の建設等	太陽光発電設備の新設、増築、改築若しくは外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。	規模基準	高さ15m以上又は事業面積が1,000㎡以上のもの



イメージ図：斜面における太陽光発電設備の高さの算定方法

(第14回景観審議会資料より抜粋)

3. スケジュール

スケジュール											
R4年度				R5年度				R6年度			
第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
5/23 景観審			改正案見直し					地域別景観計画 策定検討			
			地域説明					地域説明			
			パブリック コメント			庁内調整					
			2/20 景観審	景観審 素案 作成	景観審 計画 改正						
								ワークショップ			

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例 改正(案)について



恵那市太陽光発電設備設置に関する条例及び施行規則一部改正について

1. 事業の課題と対応策の概要

	事業の課題	対応策	改正条項
①	事業者に景観の対応を求める	目的及び事業者の責務に <u>景観の文言</u> を追加・法令手続に景観条例	条例第1条、第4条 様式第5号
②	事業者を変えて条例から逃れようとする	事業者の定義に「 <u>共同の関係にある者</u> 」を追加	条例第2条第3号
③	事業区域内での立入検査規定がない	土地開発に関する条例と同様の立入検査の規定の条文へ修正及び <u>検査員証明証</u> の様式を追加	条例第13条第2項 規則第19条(新設) 様式第33号(新設)
④	関係者が事業計画を知ることができない	土地開発に関する条例と同様の <u>閲覧規定条文の追加</u>	条例第19条の2(新設) 規則第18条(新設)
⑤	説明会について指導ができない	説明会開催の周知、 <u>要望等への誠実な回答</u> 、説明会の記録の作成	規則第5条第2～4項(新設)
		「 <u>説明会に応じない場合、反対理由を示さない場合、やむを得ない事情がある場合</u> 」は3回以上の説明を要しない	規則第6条第3項
⑥	条文及び様式の軽微な修正	「地域住民等に説明を行ったことを地域住民等代表する者が証明する書類に代えることができる」の文言修正	規則第6条第3項
		様式中の申請書名称の修正	様式第1号-2
		様式の宛名修正	様式第7号～第10号
		様式名称を「同意一覧表」から「説明対象一覧表」に修正	規則第6条第2項第14号 様式第12号

①事業者に景観への配慮項目を追加

●現状

- 条例で「景観」の文言は、土地所有者の責務(第4条の2)及び地域住民等の協定の締結(第9条の2)のみ。
- 目的(第1条)や事業者の責務(第4条)には記載されていない。

●景観条例の指導対象

- 事業区域面積1,000㎡以上又は高さ15m以上の設備を対象。
- パネルの傾斜角及び配置場所の指導。
- パネルや附属設備(パワーコンディショナー、キュービクル等)の色彩指導。
- 設備の目隠し指導(境界付近への植栽、塀の設置等)。

●対応策

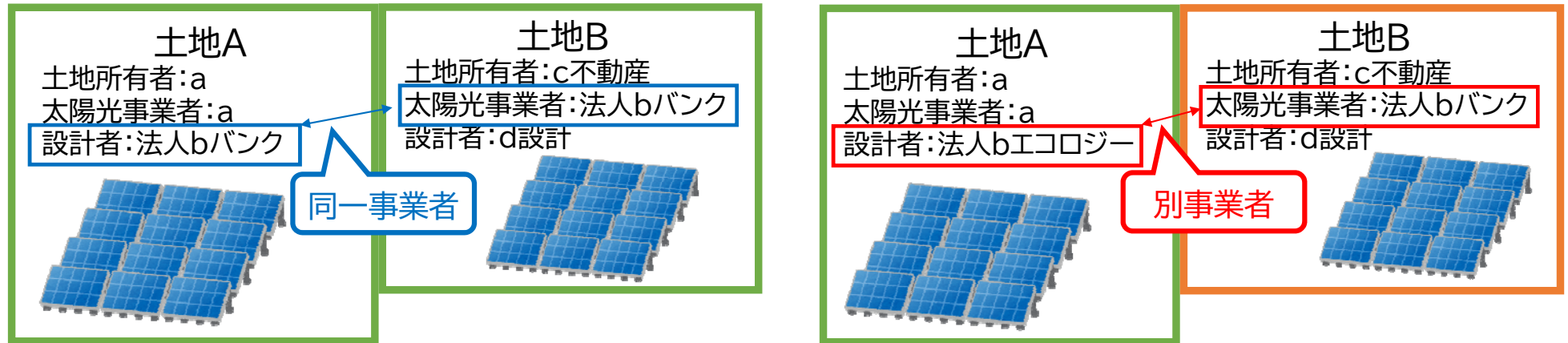
- 目的(第1条)及び事業者の責務(第4条)で景観に配慮を求める内容の追加。
- 提出書類である「関係法令手続確認書」に景観条例の手続を追加。



太陽光発電設備設置条例と景観条例の両方で事業者を指導

②「事業者」の定義を拡大

●現状と課題(土地AとBが隣接するケース)



「事業者」、「設計者」、「土地所有者(本申請受付日から過去3年以内)」がいずれかが同一の場合に、一体事業認定

条例適用案件

意図的に事前届の事業者名を変えて
1,000㎡未満の事業を隣接地で実施

条例適用不可

●対応策

条例第2条第3号

事業者 太陽光発電設備設置事業を行う者及び共同の関係にある者をいう。

事業者の定義を修正

- ・「事業者の定義」に行政指導を逃れる手法への抑止力を与える。
- ・一体事業の疑いがある届出に対して、市が意見・指導できるようにする。

③太陽光発電設備完成時の立入検査規定の明文化

●現状



●課題

- ・事業者が立入検査を拒否することができてしまう。
- ・検査の内容が立入検査の有無で変わってしまう。
- ・土地開発条例と手続・検査方法を揃えたい。
- ・検査員であるかを事業者に証明することができない。

●対応策

- ・事業区域内に立入検査する内容へ改正(条例第13条第2項)
- ・職員に対し立入検査証明書の交付(新設)
- ・検査時に事業者へ提示(新設)

④一部書類の閲覧規定の策定

●現状

- 事業者に直接請求
- 公文書公開請求(恵那市情報公開条例)

●課題

- 土地開発条例では事業概要の閲覧規定ができるが、太陽光条例ではその規定がない。
- 事業者に直接請求の場合、資料の閲覧できない可能性。
- 公文書公開請求の場合、不要な情報が開示されてしまうことがある。(座標が黒塗りの図面)

●対応策

事前届出書及び内容確認書(事業概要)の閲覧規定追加(新設)

⑤説明会に対する指導・助言の基準策定

●現状

事業に対する地域住民の意見	手続に必要な対応・資料 ※()は自治会対応時に必要な書類	関係する条文
事業に同意	・同意書 ・(説明会資料、説明会参加者名簿)	条例第8条及び第9条 規則第4条及び第5条
事業には同意できないが、条件によっては承諾	・協定書の写し ・(説明会資料、説明会参加者名簿)	条例第9条の2及び第9条の3
事業には同意できない	・対象者へ3回以上の説明 ・3回以上説明したことが判る資料・記録 ・(説明会参加者名簿)	規則第6条第3項

●課題と原因

- ・案内日の翌日に説明会を実施。
- ・意見に対して、回答や解決策の提示をしない。
- ・説明会の記録が作成されない。
- ・3回以上の説明について、条例の趣旨と異なる解釈をされている。

地域住民への説明に対する規定の不備

●対応策

- ・説明会の開催案内を10日以上前に周知(新設)
- ・地域住民の質問や要望に対して誠実に回答(新設)
- ・説明会の内容や地域住民から出た意見の記録の作成(新設)
- ・事業者側に起因しない理由で地域住民への説明対応が不可能な場合における措置(新設)

改正までのスケジュール

2. 改正までのスケジュール

原則として恵那市景観条例の改正スケジュールに合わせて改正を行う。

●恵那市景観計画・景観条例改正スケジュール(抜粋)

タスク	令和4年度		令和5年度					
	2	3	4	5	6	7	8	9
景観計画改正								公表
・数値等の更新								
・太陽光発電設備の追加								
運用指針改正	調整 改正案 作成		修正		修正		修正	公表
条例・規則改正								公表

6月
パブリックコメント

9月上旬
法令審査会

景観計画改正と足並みを揃える。

改正

令和元年9月30日条例第10号

令和3年6月30日条例第23号

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備設置事業のうち、周辺の環境や自然災害への影響が懸念される事業の防止を図り、環境の保全及び市民の安心で安全な生活に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。
- (2) 太陽光発電設備設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電設備設置事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電設備設置事業を行う土地の区域並びに当該事業と一体の事業の土地の区域及び当該事業区域と一体利用される土地の区域をいう。
- (5) 近隣関係者 事業区域（単独で線状に延びた排水路に関する土地の区域を除く。次号において同じ。）の隣接土地所有者及び事業区域から概ね20メートル未満の距離にある土地又は建築物の所有者及び居住者をいう。
- (6) 地域住民 事業区域が含まれ、又は隣接する自治会をいう。
- (7) 地域住民等 近隣関係者及び地域住民をいう。
- (8) 地域組織 事業区域に含まれ、又は隣接する自治会を含む当該自治会の維持及び運営を補完する町単位等の自治会の連合組織又は地域自治区をいう。

一部改正〔令和3年条例23号〕

(市長の責務)

第3条 市長は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光発電設備設置事業の実施に当たり、関係する法令、条例、規則等を遵守し、本市における環境の保全に係る支障の防止と地域住民等との良好な関係を保つよう努めなければならない。太陽光発電設備設置事業完了後においても、同様とする。

(土地所有者の責務)

第4条の2 土地の所有者は、自己又は第三者により太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、災害の発生を助長し、又は良好な景観及び生活環境を損なうおそれのある当該事業のために土地を使用し、又は使用させることのないよう努めなければならない。

2 土地の所有者は、太陽光発電設備設置事業を実施したときは、自然環境を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、当該事業に使用した土地を適正に管理しなければならない。

追加〔令和3年条例23号〕

(適用範囲)

第5条 この条例は、太陽光発電設備設置事業のうち、事業区域が1,000平方メートル以上であって、土地に自立する太陽光発電設備の設置を行うものを対象とする。ただし、次条に規定する区域において、土地に自立する太陽光発電設備の設置を行うときは、事業区域が1,000平方メートル未満であっても対象とする。

一部改正〔令和3年条例23号〕

(設置が適当でない区域)

第6条 市長は、周辺の環境や自然災害への影響が懸念される区域において、太陽光発電設備の設置が適当でない区域を規則で定めることができる。

(事前届出)

第7条 第10条第1項の規定による届出及び協議を行う事業者は、規則に定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。この場合において、法第9条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を申請する者は、当該認定の申請を行う前に市長に届け出なければならない。

一部改正〔令和元年条例10号〕

(地域住民等への通知)

第7条の2 市長は、前条の規定による事業者の届出があった場合には、地域住民等に対してその者の氏名（法人にあつては、当該法人の名称及び代表者の氏名）、住所及び事業区域を通知することができる。

追加〔令和3年条例23号〕

(地域住民への周知及び説明会の開催)

第8条 事業者は、第10条第1項の規定による届出を行う前に、地域住民に対して、規則で定める事項を周知し、地域住民から太陽光発電設備設置事業に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じなければならない。

2 事業者は、前項の規定による周知及び説明会の開催により、地域住民の理解を得るよう努めなければならない。

(近隣関係者への周知及び説明)

第9条 事業者は、次条第1項の規定による届出を行う前に、近隣関係者に対して、規則で定める事項を周知し、及び説明しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による周知及び説明により、近隣関係者の理解を得るよう努めなければならない。

3 前2項は、第5条の規定にかかわらず、発電出力の合計が10キロワット以上の土地に自立する太陽光発電設備の設置を行うものを対象とする。

一部改正〔令和3年条例23号〕

(地域住民等の協定の締結)

第9条の2 地域住民等は、太陽光発電設備設置事業に対して、災害の防止、良好な景観及び生活環境の保全（以下「災害防止等」という。）に関し必要な事項について、事業者に協定の締結を求めることができる。

2 事業者は、前項の締結を地域住民等から求められたときは、協定の締結に努めなければならない。この場合において、協定を締結した場合には、速やかに当該協定の書面の写しを市長に提出するものとする。

追加〔令和3年条例23号〕

(地域住民等及び地域組織の協力)

第9条の3 地域住民等は、太陽光発電設備設置事業が災害防止等に影響があると認める場合には、必要に応じて、地域組織に対して、規則で定める事項を周知するよう、事業者に求めることができる。

2 前項の場合において、地域組織は、太陽光発電設備設置事業に対して、災害防止等に関し必要な事項について、事業者に協定の締結を求めることができる。

3 事業者は、前項の締結を地域組織から求められたときは、協定の締結に努めなければならない。

この場合において、協定を締結した場合には、速やかに当該協定の書面の写しを市長に提出するものとする。

追加〔令和3年条例23号〕

(事業の届出及び協議)

第10条 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、第7条の規定による事前届出の後、規則で定める事項を届け出て、市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定により届け出られた事業が次に掲げる基準に適合し、かつ、その手続がこの条例の規定に違反していないと認めるときは、当該事業に同意しなければならない。

(1) 事業区域及び事業が影響を与えるおそれのある地域の状況並びに事業の規模及び目的を勘案したとき、安全上支障がないこと。

(2) 事業の実施に当たって、著しい妨げ及び法令上の制約がないこと。

(3) 環境への影響を最小限とするよう計画がされていること。

一部改正〔令和元年条例10号〕

(協定の締結)

第11条 市長は、前条第2項の規定により太陽光発電設備設置事業の実施に同意したときは、事業者と当該事業の実施に関する協定を締結するものとする。

2 事業者は、前項の協定を締結した後に太陽光発電設備設置事業に着手するものとする。

(地位の承継)

第12条 前条第1項の協定を締結した事業者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた事業の同意及び協定に基づく地位を承継する。

2 前条第1項の協定を締結した事業者から事業区域内の土地の所有権その他太陽光発電設備設置事業に関する工事を実施する権限を取得した者は、市長の承認を受けて、当該事業者が有していた事業の同意及び協定に基づく地位を承継する。

一部改正〔令和3年条例23号〕

(設置完了の届出等)

第13条 事業者は、太陽光発電設備設置事業が完了したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による完了の届出があったときは、設置された太陽光発電設備の状況について確認を行うものとする。

(適正な管理)

第14条 太陽光発電設備の所有者（以下「所有者」という。）は、当該設備の適正な管理に努めるものとする。

（標識の掲示）

第15条 所有者は、規則で定めるところにより、事業区域内の外部から見やすい場所に標識の掲示を行うものとする。

2 標識の掲示期間は、太陽光発電設備の設置が完了した日から法に基づく売電期間が終了するまでとする。

3 所有者は、標識の掲示内容に変更が生じたときは、速やかに当該掲示内容を修正するものとする。

（廃止の届出）

第16条 所有者は、当該設備を廃止したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

2 前項の場合において、所有者は、速やかに当該設備を撤去し、及び処分することにより、良好な環境を形成し、保全を図らなければならない。

（指導及び勧告）

第17条 市長は、必要があると認めるときは、事業者及び所有者（以下「事業者等」という。）に対し、適切な措置を講ずるよう指導を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの要件に該当する事業者等に対し、期限を定めて適切な措置を講ずるよう勧告を行うことができる。

（1）第6条に規定する太陽光発電設備の設置が適当でない区域において、事業を実施しているとき。

（2）第10条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行い、太陽光発電設備設置事業を実施したとき。

（3）第11条第1項の協定を締結する前に太陽光発電設備設置事業に着手したとき。

（4）前項の指導に正当な理由なく従わないとき。

3 事業者等は、前2項の指導又は勧告を受けたときは、その処理の状況を市長に報告しなければならない。

4 市長は、第2項の勧告を行った後、相当期間が経過しても改善されない場合は、同意の取消し及び協定の解除をすることができる。

一部改正〔令和3年条例23号〕

(助言)

第17条の2 市長は、必要があると認めるときは、事業者等又は地域住民等に対して、必要な措置を講ずるよう助言を行うことができる。

追加〔令和3年条例23号〕

(公表等)

第18条 市長は、第17条第2項第2号又は第3号に該当して勧告を受けた事業者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その事業区域を公表することができる。

2 市長は、第17条第2項第1号又は第4号に該当して勧告を受けた事業者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）、住所、勧告の内容その他の必要な事項を公表することができる。

3 市長は、前2項の規定により公表を行おうとするときは、あらかじめ事業者等に対し、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項の公表後、公表内容及び公表の事実を国、県その他関係機関（以下「関係機関等」という。）へ報告することができる。

一部改正〔令和3年条例23号〕

(関係機関等との情報共有)

第19条 市長は、第17条の指導及び勧告に従わない事業者並びに市長が特に必要と認めた事業者について、関係機関等に対して必要な情報を提供し、又は関係機関等から必要な情報の提供を求めることができる。

追加〔令和3年条例23号〕

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔令和3年条例23号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(恵那市土地開発に関する条例の一部改正)

2 恵那市土地開発に関する条例（平成20年恵那市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例（平成30年恵那市条例第36号）第2条第2号

に規定するもの

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、適切な開発事業計画が策定され、当該事業に係る事前届出書の提出がされた太陽光発電設備設置事業は、第7条の規定による事前届出が完了したものとみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に恵那市土地開発に関する条例第6条の規定により協議がなされている太陽光発電設備設置事業のうち、施行日から60日が経過する日までの間に当該協議が完了したものについては、この条例による改正前の恵那市土地開発に関する条例の規定を適用し、施行日から60日が経過した日において、当該協議が完了していないものについては、必要な措置を行った上で、この条例の相当規定を適用する。
- 5 この条例の施行の際、現に市長が計画を適切に策定するよう指導及び助言をしている太陽光発電設備設置事業については、この条例の適用に際し、必要な措置を行った上で、この条例の相当規定を適用する。
- 6 この条例の施行の際、現に設置されている太陽光発電設備は、この条例の相当規定により設置されたものとみなす。この場合において、所有者は、速やかに第15条の標識の掲示を行わなければならない。

附 則（令和元年9月30日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月30日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

改正

令和元年9月30日規則第12号

令和3年6月30日規則第35号

令和3年9月30日規則第51号

令和4年3月11日規則第3号

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、恵那市太陽光発電設備設置に関する条例（平成30年恵那市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業区域)

第1条の2 条例第2条第4号に規定する事業区域のうち、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備設置事業を行う土地の区域 新たに太陽光発電設備設置事業を行う区域をいう。
- (2) 当該事業と一体の事業の土地の区域 前号の区域の事業者等及び前号の区域と隣接の有無を問わず近接する区域の太陽光発電設備設置事業における事業者等が一致する場合の区域をいう。この場合において、事業者等とは次のアからウまでに掲げる者のいずれかをいう。

ア 事業者

イ 設計者

ウ 第6条第2項に規定する書類の受付日から過去3年間の土地所有者

- (3) 当該事業区域と一体利用される土地の区域 採光目的で伐採をする区域又は調整池、発電設備、進入路その他の施設が太陽光発電設備設置事業と一体的に利用されることが明らかであると市長が認める区域をいう。

追加〔令和元年規則12号〕

(設置が適当でない区域)

第2条 条例第6条の規則で定める設置が適当でない区域は、別表第1に定めるとおりとする。

一部改正〔令和元年規則12号〕

(事前届出)

第3条 事業者は、条例第7条の規定により事前届出を行うときは、太陽光発電設備設置事業事前届出書（様式第1号-1）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は事業区域が1,000平方メートル未満の計画であっても、提出を求めることができる。

2 市長は、前項の事前届出書を受理した後、事業者に対し太陽光発電設備設置事業事前届出書に対する意見通知書（様式第1号-2。以下「事前意見通知書」という。）により指導及び助言を行うものとする。

3 事業者は、第1項の事前届出書の記載事項を変更するときは、その内容を市長に報告しなければならない。

4 市長は、第1項の事前届出書を受理した後、地域住民等に対し太陽光発電設備設置事業事前届出書に対する通知書（様式第1号-3）により通知するものとする。

一部改正〔令和元年規則12号・3年35号・4年3号〕

（周知事項）

第4条 条例第8条第1項及び第9条第1項の規則で定める事項は、第6条第1項各号に掲げる事項とする。

（地域住民等への説明）

第5条 事業者は、条例第10条第1項に規定する届出及び協議を行おうとするときは、あらかじめ、地域住民等に太陽光発電設備設置事業（以下「事業」という。）の内容を十分に理解されるような方法によって説明し、及び意見を求め、事業の実施について同意が得られるよう努めなければならない。

（事業の届出）

第6条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- （1）事業者の氏名、住所及び連絡先（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- （2）事業名称
- （3）事業区域の所在地及び面積
- （4）事業の工事着手予定年月日
- （5）事業設計者の氏名及び住所
- （6）設置される太陽光発電設備の総発電出力
- （7）太陽光発電設備の運転開始予定年月日
- （8）その他市長が必要と認める事項

- 2 条例第10条第1項に規定する届出は、太陽光発電設備設置事業実施協議申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。
- (1) 太陽光発電設備設置事業内容確認書（様式第3号）
 - (2) 事業区域の位置図
 - (3) 太陽光発電設備設置事業地域住民等説明報告書（様式第4号）
 - (4) 太陽光発電設備設置事業に関する関係法令手続確認書（様式第5号）
 - (5) 経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画の写し（法第9条第3項の規定により認定を受けた者に限る。）
 - (6) 事業申請者の登記簿謄本（申請者が個人の場合は住民票の写し）
 - (7) 事業区域の境界を示した土地の公図
 - (8) 事業区域内の土地及び建築物その他の工作物の登記簿謄本又は全部事項証明書
 - (9) 太陽光発電設備設置事業委任証書（様式第6号）及び委任者の印鑑登録証明書（申請の手続等を他の者に委任する場合に限る。）
 - (10) 当該事業の実施の妨げとなる権利を有する者（以下「妨げとなる権利者」という。）の太陽光発電設備設置事業実施同意書（様式第7号）及び印鑑登録証明書
 - (11) 地域住民等の太陽光発電設備設置事業実施同意書（様式第8号、様式第9号又は様式第10号）
 - (12) 事業区域の現況写真及び排水接続先施設の現況写真
 - (13) 太陽光発電設備設置事業土地権利調書（様式第11号）
 - (14) 太陽光発電設備設置事業同意一覧表（様式第12号）
 - (15) 太陽光発電設備設置事業の施行に関する同意状況報告書（様式第13号－1）（妨げとなる権利者全ての同意書が提出された場合を除く。）
 - (16) 事業設計図（別表第2に定める書類の総称をいう。）
 - (17) 緊急対応マニュアル（自然災害、事故、機器の故障等が発生したときに速やかに対応できるよう、緊急時の連絡網及び事象別の対応等を示したものをいう。以下同じ。）
 - (18) 事前意見通知書に対する回答書（様式第13号－2）
 - (19) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項第11号に規定する同意書を添付できない場合において、市長が適当と認めるときは、地域住民等に説明を行ったことを地域住民等代表する者が証明する書類に代えることができる。この場合において、事業者は、地域住民等への説明を3回以上行い、その説明した内容及び地域住民

等から出された意見の内容が分かる書類を提出するものとする。

一部改正〔令和元年規則12号・4年3号〕

(同意の基準)

第7条 条例第10条第2項第1号に規定する基準の細目は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 排水施設が事業の規模、形状、当該地域の降雨量、地盤の性質、放流先施設の排水能力、流域面積及び流域の状況を勘案して、事業区域内の雨水及びその他の排水により事業区域及び事業区域の周辺に出水等による被害を生じさせないような規模、構造及び能力で、有効かつ適切に排水路又は河川等の公共水域に接続するよう設計が定められており、岐阜県宅地開発指導要領（岐阜県都市建築部建築指導課）を準用するとともに、別に定める基準を満たしていること。
- (2) 事業区域内のがけ崩れ、出水又はその他の災害を防止するため、擁壁及び排水施設の設置並びにその他安全上必要な処置が講ぜられるように設計が定められていること。
- (3) 敷地の安全上、著しい支障がないこと。

2 条例第10条第2項第2号に規定する基準の細目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業区域内の土地又はこれらの土地にある工作物等（以下「土地又は工作物等」という。）について、全ての妨げとなる権利者から次の全ての同意を得ること。

ア 事業の実施の妨げとなる権利を有する全ての者の3分の2以上の同意

イ 事業の実施の妨げとなる権利を有する者のうち、所有権を有する全ての者及び賃借権を有する全ての者のそれぞれ3分の2以上の同意

ウ 同意した者が所有する土地の面積と同意した者が有する借地権の目的となっている土地の面積の合計が、土地の総面積と借地権の目的となっている土地の総面積との合計の3分の2以上の同意

- (2) 法律、これに基づく命令及び条例の規定により制限区域等の指定を受けている場合は、当該区域指定解除の許可等を得ること。

3 条例第10条第2項第3号に規定する基準の細目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 民家等に隣接する場所に太陽光発電設備を設置するときは、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮し、及び事業区域との境界から後退し、事業者と近隣関係者との協議の上、離隔を設けて遮蔽する等の措置を講ずること。

- (2) 道路沿いに太陽光発電設備を設置するときは、道路の見通しの妨げにならないよう事業区

域との境界から後退させ、又は離隔を設ける等の措置を講ずること。

(3) 太陽光発電設備の反射光の対策を講ずること。

4 国又は地方公共団体が妨げとなる権利者である場合において、法令の規定によって第2項第1号に規定する同意に相当する許可等を得ていることが明らかであると市長が認めるときは、第2項第1号の規定にかかわらず、当該土地又は工作物等の妨げとなる権利者の同意を得ているものとみなす。

5 市長は、事業の実施に同意するときは、次の各号に掲げる事項について条件を付すことができる。

(1) 施工中の安全に関する事項

(2) 同意の期限に関する事項

(3) その他市長が必要と認める事項

6 事業区域のうち、第12条第2項及び恵那市土地開発に関する条例施行規則（平成20年恵那市規則第39号）第15条第2項に規定する検査済証の交付を既に受けている場合において、条例第2条第1項第4号に規定する事業区域から検査済証の交付を既に受けている区域を除いた範囲を事業区域とみなす。

一部改正〔令和元年規則12号〕

(同意又は不同意の通知)

第8条 市長は、条例第10条第1項に規定にする届出の提出があったときは、遅滞なく、同意又は不同意を決定しなければならない。

2 市長は、前項に規定する決定をしたときは、太陽光発電設備設置事業同意通知書（様式第14号）又は太陽光発電設備設置事業に同意できない旨の通知書（様式第15号）によって、事業者に通知するものとする。

(事業内容の変更の手続)

第9条 事業者が第6条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項各号に掲げる書類の内容を変更するときは、第5条、第6条第3項、第7条及び第8条の規定を準用する。この場合において、当該規定中「事業の実施」とあるのは「事業の変更」と、「条例第10条第1項の規定による」とあるのは「事業者から第9条の規定により事業の内容を変更する」と、「太陽光発電設備設置事業同意書（様式第14号）」とあるのは「太陽光発電設備設置事業同意変更通知書（様式第16号）」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により事業の内容を変更する事業者は、太陽光発電設備設置事業協議変更申請書（様

式第17号)に、第6条第2項の規定により添付した書類のうち、その内容を変更する書類及び市長が必要と認める書類を添付して提出するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、事業者が次の各号に掲げる事業の内容の変更を行うときは、市長に太陽光発電設備設置事業変更届出書(様式第18号)を提出するものとする。

- (1) 事業の工事管理者又は工事施工者の変更
- (2) 事業の工事着手予定年月日又は完成予定年月日の変更
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が事業の実施において軽微の変更と認めるもの

4 事業者は、事業を中止するときは、市長に太陽光発電設備設置事業協議取下願書(様式第19号)を提出し、協議の申請を取り下げなければならない。

(工事着手の届出)

第10条 事業者は、条例第11条第2項の規定により協定を締結した事業の工事に着手しようとするときは、太陽光発電設備設置事業工事着手届出書(様式第20号)を市長に提出しなければならない。

(地位の承継)

第11条 条例第12条第1項の規定により地位を承継した者は、太陽光発電設備設置事業地位承継届出書(様式第23号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第12条第2項の規定により市長の承認を受けようとする者は、太陽光発電設備設置事業地位承継承認申請書(様式第24号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、地位を承継しようとする者が適法に当該事業区域内の土地の所有権その他当該事業に関する工事を施行する権限を取得していない場合は、承認しないものとする。

(完成の届出)

第12条 事業者は、事業の工事が完成したときは、工事の完成から7日以内に太陽光発電設備設置事業工事完成届出書(様式第21号)を市長に提出し、完成検査に関する指示を受けなければならない。

2 市長は、太陽光発電設備設置事業工事完成届出書を受理した場合において、条例第10条第2項各号に掲げる基準及び第7条第5項の規定により同意に当たって付した条件の範囲で同意した届出のとおり事業の工事が完成したかどうかを検査し、適合していると認めるときは、事業者に対し、太陽光発電設備設置事業検査済証(様式第22号)を交付するものとする。

(適正な管理)

第13条 条例第14条の適正な管理とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 事業者等は、事業区域に事業者等以外の者が立ち入ることがないようにフェンスを設置する等安全対策を講ずること。
- (2) 事業者等は、事業区域の定期的な保守点検、除草及び清掃を行うこと。
- (3) 事業者等は、自然災害等により太陽光発電設備が破損したときは、被害を最小限にとどめるよう努めるものとし、速やかに復旧又は撤去すること。
- (4) 事業者等は、緊急対応マニュアルを定期的に見直し、及び更新すること。

(標識の掲示)

第14条 事業者等は、条例第15条の規定により太陽光発電設備の名称、設置所在地、発電出力、事業者又は所有者の氏名、住所及び連絡先その他必要な事項を記載した標識を事業区域内の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 事業者等は、前項の標識を掲示したときは、太陽光発電設備設置事業標識掲示届（様式第25号）に次に掲げる書類を添付し、当該標識を掲示した日から起算して7日以内に市長に届け出なければならない。

- (1) 標識を掲示した場所が明示された図面
- (2) 標識の掲示の状況及び標識に記載された内容が分かる写真等

3 事業者等は、前項の規定により報告した内容に変更が生じたときは、速やかに掲示されている標識の内容を変更するものとする。この場合において、事業者等は太陽光発電設備設置事業標識掲示変更届（様式第26号）に次に掲げる書類を添付し、当該標識の内容を変更した日から起算して7日以内に市長に届け出なければならない。

- (1) 標識を掲示した場所が明示された図面
- (2) 標識の掲示の状況及び標識に記載された内容が分かる写真等

(廃止の届出)

第15条 事業者等は、条例第16条第1項の規定により事業を廃止したときは、速やかに太陽光発電設備設置事業廃止届出書（様式第27号）を市長に提出しなければならない。

(指導及び勧告)

第16条 条例第17条第1項に規定する指導は、太陽光発電設備設置事業指導通知書（様式第28号）により行うものとする。

2 条例第17条第2項に規定する勧告は、太陽光発電設備設置事業勧告書（様式第29号）により行うものとする。

- 3 条例第17条第3項に規定する報告は、太陽光発電設備設置事業是正報告書（様式第30号）により行うものとする。

（公表）

第17条 条例第18条第1項及び第2項に規定する公表は、恵那市公告式条例（平成16年恵那市条例第3号）の規定による掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

- 2 条例第18条第3項に規定する通知は、弁明の機会の付与通知書（様式第31号）に、公表に関する弁明書（様式第32号）を添付して行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月30日規則第35号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、字句を補正のうえ、これを使用することができる。

附 則（令和3年9月30日規則第51号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、字句を補正のうえ、これを使用することができる。

附 則（令和4年3月11日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、字句を補正のうえ、これを使用することができる。

別表第1（第2条関係）

区域の名称等	関係法令等
1 砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）
2 地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
3 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
4 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
5 土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
6 土砂災害危険箇所等であって次に掲げる区域等 （1）土石流危険渓流 （2）土石流危険区域 （3）急傾斜地崩壊危険箇所 （4）地すべり危険箇所	土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領（平成11年4月建設省河川局砂防部）、急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領（平成11年11月建設省河川局砂防部）及び地すべり危険箇所調査要領（平成8年10月建設省河川局砂防部）
7 保安林	森林法（昭和26年法律第249号）
8 山地災害危険地区であって次に掲げる地区及びその調査対象区域 （1）崩壊土砂流出危険地区 （2）地すべり危険地区 （3）山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領（平成18年7月林野庁）
9 浸水想定区域	水防法（昭和24年法律第193号）
10 水道水源保護地域	恵那市水道水源保護条例（平成17年恵那市条例第50号）

一部改正〔令和元年規則12号〕

別表第2（第6条関係）

書類の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
現況図	（1）方位、事業区域の境界及び工区界	2,500分の	等高線は、2メートル程

	(2) 標高差を示す等高線 (3) 事業区域内及び事業区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、取水施設その他公共施設並びに官公署、文教施設その他公益施設の位置及び形状	1 以上	度の標高差を示すものであること。
対象面積説明図	(1) 方位、事業区域の境界及び工区界並びに各面積 (2) 一体の区域を審査対象から除外する理由		第7条第6項の規定を適用する場合に限り添付すること。
土地利用計画平面図	(1) 方位、事業区域の境界及び工区界 (2) 緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及び地先境界構造物、柵又は塀の位置 (3) 敷地内進入路の幅員及び延長距離 (4) 事業区域内外の道路の位置、形状、幅員並びに道路の名称及び区分 (5) 排水施設の位置、形状及び水の流れる方向 (6) 調整池の位置及び形状(多目的利用の場合にあつては、専用部分と多目的利用部分の区分) (7) 公共施設の位置及び形状 (8) 公益的施設の位置、形状、名称及び面積 (9) のり面(がけを含む。)の位置及び形状 (10) 現況高さ及び計画高さ (11) 擁壁の位置及び種類	1,000分の 1 以上	
造成計画平面図	(1) 方位、事業区域の境界及び工区界 (2) 切土又は盛土をする土地の部分 (3) 擁壁の位置、種類及び高さ (4) のり面(がけを含む。)の位置及び形状	1,000分の 1 以上	土地利用計画平面図に併せて図示してもよい。ただし、併せて図示をすることで、図の識別が困難

	(5) 道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交 差点の計画高 (6) 調整池の位置及び形状 (7) 現況高さ及び計画高さ		となる場合は、単独で図 示すること。
造成計画断 面図	(1) 事業区域の境界及び工区界 (2) 現況地盤高及び計画地盤高 (3) 切土又は盛土をする前後の地盤面 (4) 擁壁、がけの位置（高さが2メートルを 越えるがけについてはがけの角度をあわせ て明示すること。） (5) 排水路の位置及び内法寸法	1,000分の 1以上	高低差の著しい箇所及び 切土又は盛土高さが大き い箇所について作成し、 切土及び盛土部分を着色 して図示すること。
排水施設計 画平面図	(1) 方位、事業区域の境界及び工区界 (2) 調整池の位置及び形状 (3) 道路側溝その他の排水施設の位置、内法 寸法又は管径、管底高、勾配、延長及び種類 (4) 側溝、敷地内、その他の水の流れの方向 (5) 吐口の位置 (6) 放流先河川又は水路の名称、位置及び形 状 (7) 現況高さ及び計画高さ (8) 道路、その他の公共施設の敷地の計画高 (9) のり面（がけを含む。）又は擁壁の位置 及び形状	500分の1 以上	検討した排水施設（事業 区域外に設置するものを 含む。）の全てを図示す ること。事業区域外の平 面図にあつては、事業区 域の平面図と別に作成し てもよい。土地利用計画 平面図に併せて図示して もよい。ただし、併せて 図示をすることで、図の 識別が困難となる場合 は、単独で図示すること。
排水施設縦 断図	マンホール記号、マンホールの種類、位置及び 深さ、排水渠勾配、マンホール間距離（排水 計算上の支点間距離）、管径、土被り、計画 地盤高、地盤高並びに管底高	500分の1 以上	排水施設計画平面図に併 せて図示してもよい。た だし、併せて図示をす ること、図の識別が困難 となる場合は、単独で図 示すること。

がけの断面 図	(1) がけの高さ、勾配 (2) 切土又は盛土をする前の地盤面 (3) 小段の位置、幅及び側溝等の構造物 (4) 石張、芝張、モルタルの吹付等のがけ面の保護の方法	50分の1以上	高さが2メートルを超えるがけについて作成すること。
擁壁の断面 及び展開図	(1) 擁壁の寸法及び勾配 (2) 擁壁の材料の種類及び寸法 (3) 裏込めコンクリートの寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 擁壁を設置する前後の地盤面 (6) 基礎地盤の土質 ・基礎杭の位置、材料及び寸法	50分の1以上	
実測に基づ く公共施設 新旧対象図	(1) 方位、事業区域の境界及び工区界 (2) 既存及び新設の公共施設の位置及び対 照番号	500分の1 以上	公共施設の色別は次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるとおりとする。 (1) 新設する道路 茶色 (2) 既存の道路 赤色 (3) 廃止する道路 黄色 (4) 新設する水路 緑色 (5) 既存の水路 青色 (6) 廃止する水路 空色
地籍図	(1) 方位、事業区域の境界及び工区界	1/1,000分	事業区域が公共用地と接

	(2) 測点 (3) 筆界 (4) 土地所有者 (5) 地目 (6) 字名 (7) 地番 (8) 事業区域面積	の1以上	する場合において、当該事業の実施に際し境界立会を行ったときは、立会日、立会い者等を表記すること。
土量計算書	事業区域外への搬出土量及び事業区域外からの搬入土量並びにその算出方法		搬出土量が500立方メートルを超えるときは搬出先の名称及び所在地を記載すること。
流域図	(1) 方位及び事業区域の境界 (2) 流域の境界、現況の土地の状況区分、流域番号及び流域の面積 (3) 排水路の位置、水の流れの方向、施設の種類及び勾配 (4) 排水系統図	25,000分の1以上	検討した流域を全て記載すること。事業区域外の流域図にあつては、事業区域内の流域図と別に作成してもよい。排水施設計画平面図に併せて図示してもよい。ただし、併せて図示をすることで、図の識別が困難となる場合は、単独で図示すること。
流量計算書	事業区域内外の流量及びその算出方法		
排水施設等 構造図	(1) 構造詳細図（開渠(きよ)、暗渠、落差工マンホール、雨水枡(ます)、吐口、泥溜、調整池) (2) フェンス等の構造図（基礎の形状、計画地盤高からの高さ） (3) その他設置する構造物の詳細図	50分の1以上	

防災工事計画 平面図	(1) 方位、事業区域の境界及び工区界 (2) 等高線、計画道路の位置及び段切位置 (3) ヘドロ除去の位置及び深さ (4) 防災施設の位置、形状、寸法及び名称 (5) 土砂流出防止（流土止め）計画 (6) 工事中の雨水排水経路 (7) 防災措置の時期及び期間	1,000分の 1以上	工期が1年を超える場合 又は市長が必要と認める 場合に限り作成するこ と。
防災施設構 造図	構造詳細図	100分の1 以上	工期が1年を超える場合 又は市長が必要と認める 場合に限り作成するこ と。

備考 事業区域を明示すべき書類は、第7条第6項の規定を適用した場合であっても、事業区域の全体を明示するものとする。

太陽光発電設備設置事業に関する技術指導に関する手引き

令和 5 年 月 日

○趣旨

この手引きは、恵那市太陽光発電設備設置に関する条例施行規則（平成 30 年恵那市規則第 51 号）第 7 条第 1 項の規定に関し必要な事項を定める。

○手引き内における用語の定義

・ 県要領

岐阜県宅地開発指導要領をいい、当該部分に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）及び関連法令を含む。

・ 河川

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 4 条に規定する一級河川、第 5 条に規定する二級河川、及び第 100 条に規定する準用河川。

・ がけ

岐阜県建築基準条例（平成 8 年条例第 10 号）第 6 条に規定するがけ。

・ 擁壁

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 1 項の規定により確認申請及び完了検査済証の交付を受けた擁壁。

○準用規定

定めのない事項は以下の省令等を準用するほか、市長と事業者が協議して定める。

- ・ 発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和三年経済産業省令第二十九号）
- ・ 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁監修）
- ・ 太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省監修）
- ・ 岐阜県宅地開発指導要領（岐阜県都市建築部建築指導課監修）

目 次

目 次	2
-----	---

I 排水施設の設置

1. 排水施設の検討	3	2. 計画雨水量の算定	3
3. 流出係数	4	4. 降雨強度値	4
5. ブロック区分	5	6. 流量の算定	5
7. 粗度係数	5	8. 安全率	6
9. 比流量の比較	6	10. 排水施設の構造	6
11. 接続先排水施設の検討	8	12. 排水計算の際の事業面積の計算	9
13. 流域調査範囲の特例	9	14. 調整池等の構造	10
15. 設置面兼用の調整池	11		

II 安全対策

16. 太陽光パネル設置面保護	12	17. 急斜面での太陽光パネルの設置	12
18. がけ面等の保護	12	19. 敷地の安全	12

I 排水施設の設置

事業区域内の雨水は、原則として、排水施設を介して事業区域外の排水施設に排水しなければならない。ただし、事業区域界付近の法面等における狭小部の雨水排水については、次の場合において事業区域外への直接放流を認める。

- ・河川等の公共排水路に直接放流する場合
排水先管理者の了解が得られた場合に限る。
- ・排水路以外に直接放流する場合
土地の形状等でやむを得ず、かつ土地管理者の了解が得られた場合に限る。

1. 排水施設の検討

排水施設の勾配及び断面積は、次の定める期間に一回の割合で想定される降雨強度値以上の値を用いて算定した計画雨水量を、有効に排出することができるように定めること。(※1)

- | | | | |
|---------|-----|------|-----|
| ・排水施設 | 10年 | ・放流管 | 30年 |
| ・洪水調整施設 | 30年 | | |

※1 原則として、最小単位の区画の流末から検討を行い、最小単位の区画が共有する排水施設も検討すること。

2. 計画雨水量の算定

計画雨水量の算定方式は、次の合理式を標準とする。

(合理式)

$$Q = 1/360 \quad C \cdot I \cdot A$$

Q : 計画雨水量 (m³/sec)

I : 降雨強度 (mm/hr)

C : 流出係数

A : 集水面積 (ha)

3. 流出係数

流出係数は、次の表のとおりとする。(※2、※3、※4)

地表の状態	流出係数
平坦な農地	0.6
優良な林地	0.7
普通林地・択伐林地	0.8
皆伐地・優良な草地	0.9
裸地・荒廃地	1.0
ゴルフ場のコース	0.9
宅地	1.0
雑種地・原野等でおおよそ平坦な土地	1.0
駐車場	1.0
資材置場	1.0
太陽光パネル	1.0

※2 過去3年以内に当該事業区域が恵那市土地開発に関する条例(平成20年恵那市条例第24号)の手続きを経ずに造成された場合は、造成前の流出係数と現況の流出係数のいずれか少ない方の値を現況流出係数とする。

※3 土壌等への浸透を見込んだ計画雨水量の算定は、認めない。

※4 事業後の流出係数の差分による計画雨水量の算定は、原則認めない。

4. 降雨強度値

降雨強度値は当該ブロックにおける到達時間及び確率年毎に次の表による。

到達時間		10分		20分		30分	
確率年	ブロック	岐阜	下呂	岐阜	下呂	岐阜	下呂
10		142	126	108	101	90	86
30		183	147	140	118	116	100
100		231	165	174	136	144	117

5. ブロック区分

ブロック区分設定は県要領に定めるところによるが、定かでない区域については、次のブロックとする。

- ・木曽川水系の河川に排出される区域 下呂ブロック
- ・庄内川水系の河川に排水される区域 岐阜ブロック
- ・矢作川水系の河川に排水される区域 岐阜ブロック

6. 流量の算定

流量の算定方式は、次の Manning 式を標準とする。

$$Q = A \cdot V \qquad V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}$$

Q : 流量 (m³/sec) n : 粗度係数
A : 流水の断面積 (m²) R : 径深 = A / P (m)
V : 流速 (m/sec) I : 勾配

7. 粗度係数

粗度係数は、次の表を標準とする。

河川及び水路の状況	粗度係数
一般河川	0.035
急流河川及び川幅が広く水深が浅い河川	0.045
三面張り水路	0.025
コンクリート人工水路	0.020
コンクリート管及びU字溝 (コンクリート2次製品)	0.013
モルタル仕上げ	0.013
U型水路 (現場打ちコンクリート)	0.015
組立水路	0.030
両岸石張小水路 (泥土床)	0.025
自然水路	0.030
雑草、立ち木の多い、非常に不整正な断面	0.100
塩化ビニル管	0.010

8. 安全率

排水路の有効断面積算定基準は次のとおり。(※5)

- ・円形管の場合：満流
- ・その他断面形状の場合：原則、8割水深

※5 山林、農地等を流域に含み、土砂等が混入するおそれのある排水路は、流量計算に次の安全率を適用する。

	V = 5 m/s 未満	V = 5 m/s 以上
開水路	1.5 以上	V = 5 m/s として計算し 2.0 以上とする
暗渠	2.0 以上	V = 5 m/s として計算し 2.0 以上とする

9. 比流量の比較

許容放流量を決定する際、ネック点比流量と次の表を比較し、より小さい比流量を採用する。

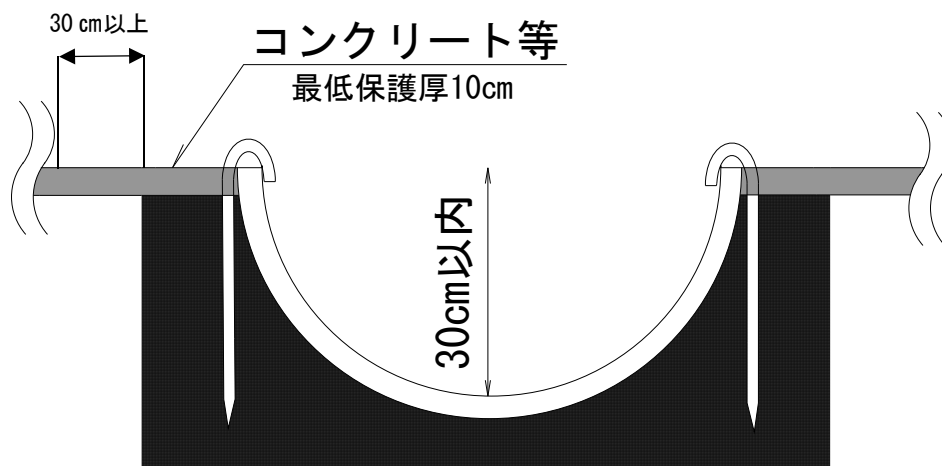
ブロック別	比流量 (立方メートル毎秒毎ヘクタール)
岐阜	0.226
下呂	0.194

10. 排水施設の構造

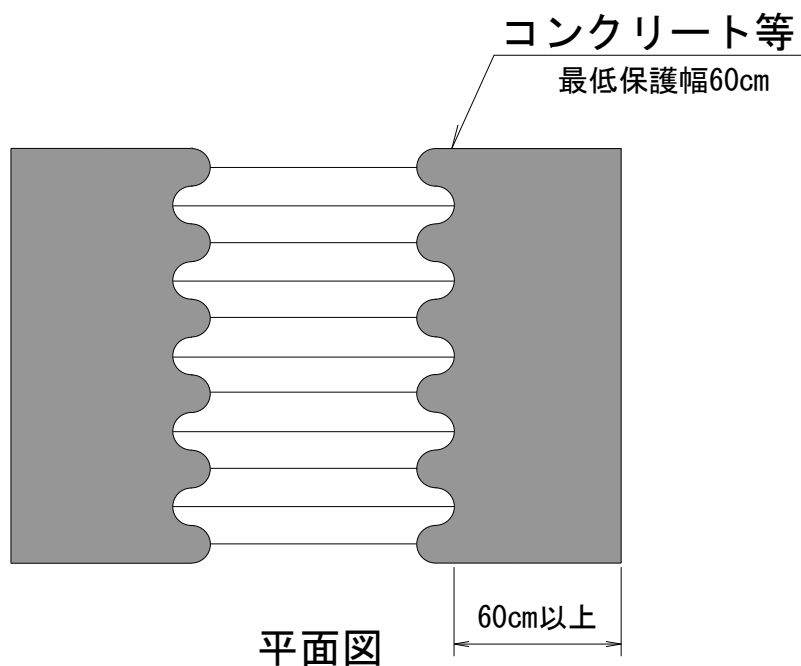
- (1) 排水施設は原則、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料かつ、漏水を最小限度のものとする措置がとられたものとする。

- (2) 水路高 30cm 以下に限り、蛇腹半管（合成樹脂製）を敷設できる。表面水の適切な流入及び浮き上がり防止のため、両側をコンクリート等で幅 60cm 以上、厚さ 10cm 以上で保護し固定すること。（参考図 1）

参考図 1

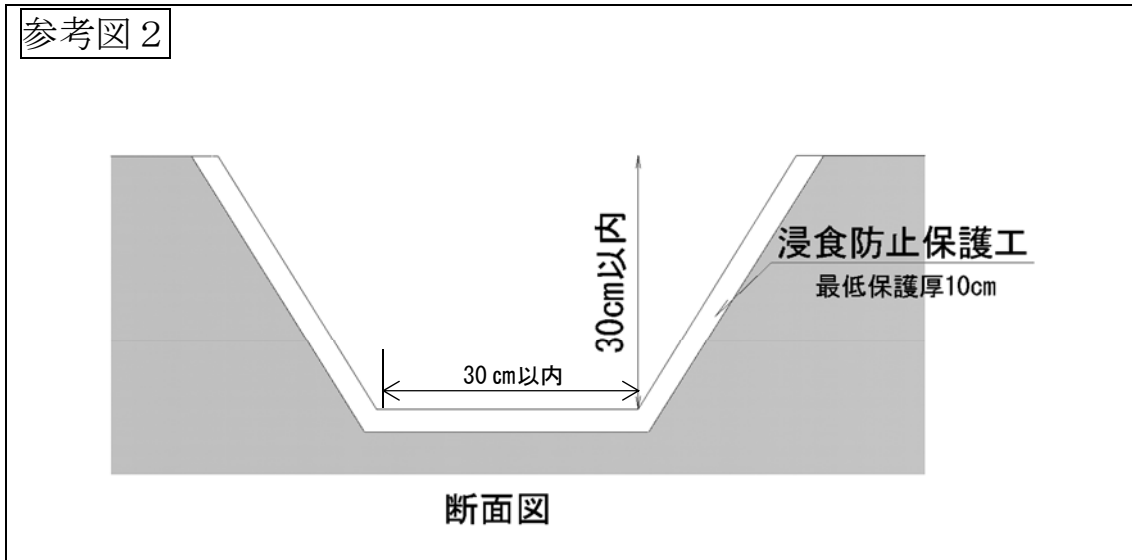


断面図



平面図

- (3) 底面幅 30cm 以下かつ水路高 30cm 以下に限り、現場打ち水路を設置することができる。この場合において、内法面及び底面をコンクリート等で保護し、最低厚 10cm 以上とする。(参考図 2)



11. 接続先排水施設の検討

- (1) 事業区域内の雨水等の排水を排水路又は公共の水域に接続するとき、流水路及び河川の狭小部について排水計算等の調査(※6)を行い、十分な流下能力がない場合は、計画雨水量を有効に排出(※7)できるよう、原則、排水施設の改修又は調整池等の整備をすること。

※6 調査範囲は原則、調査地点の集水面積に占める事業区域の面積の割合が2.0%以下になる地点までとする。

※7 計画雨水量の算定時に用いる降雨強度は、事業区域内において「4. 降雨強度値(4ページ参照)」の値を適用する。

- (2) 事業区域外における排水の調査

- ・排水施設管理者と協議のうえ、降雨強度を決定することができる。
- ・既設排水路等の流量算定の際の流速は、原則として5m/s 以上の場合は5m/s として計算する。

12. 排水計算の際の事業面積の計算

事業区域の面積の割合を計算する際の事業区域の面積は恵那市太陽光発電設備設置に関する条例（平成30年恵那市条例第36号）第2条第4号の事業区域の面積とするほか、次の通り算定する。

- ・国又は地方公共団体が管理する道路又は排水路等に関する改良工事の部分のうち、管理者の許可を受けた管理区分の変更を伴わない部分の面積は算入しない。
- ・国又は地方公共団体が管理する道路又は排水路等に関する改良工事の部分のうち、この開発事業のために継続して占用する部分は面積に算入する。
- ・恵那市太陽光発電設備設置に関する条例第2条第4号の一体利用される土地の区域の内、完成したと認められるときから3年経過した事業区域及び検査をすでに受けている区域の面積は算入しない。
- ・「事業区域外への直接放流（3ページ参照）」を認められた区域の面積は算入しない。

13. 流域調査範囲の特例

接続先排水施設の検討における調査範囲は、事業区域が2.0%以下に至る前に次の地点に至った場合は、その地点までとする。

- ・河川（※8）
当該河川管理者が認めた場合に限り、河川に至る直前の地点
- ・当該事業区域を流域に含む排水計算がなされた公共排水施設
当該施設管理者が認めた場合に限り、施設に至る直前の地点
- ・区画整理地
区画整理地に至る直前の地点
- ・区画整理地までの排水施設以外の公共排水施設
当該施設の管理者が事業区域からの雨水の流入について別に承認している場合は、施設に至る直前の地点

- ※8 一級河川に放流する場合、河川に対し自費工事の発生しない既設排水施設を経由して排水するとき、施設からの限界放流量に対して管理者の同意が得られているものとみなす。このとき、管理者から配慮すべき申出がない限り、一級河川に至る直前の地点までを調査範囲とする。

14. 調整池の構造

雨水排水が増加する場合は、次のとおり排水施設及び調整池を設置する。

- (ア) 太陽光発電設備設置事業において設ける調整池容量は、事業に伴い増加した雨水排水を一時貯留できる能力を有し、事業前後の流出係数の差分を30年確率にて、10分間貯留可能な容量以上のものとする。また、沈砂池として兼用する場合は調整池底部に15cm以上の泥だめを確保するものとし、泥だめ部の容量は調整容量に加算しないものとする。
- (イ) 調整池には調整孔を設置し、調整孔は別表に掲げるオリフィス式により算出し、計算結果を超えない断面積の孔を底部（泥だめ部を除く）に設置する。この場合において、調整孔の最低断面積は直径50mmの管が有する断面積以上とする。

(オリフィス式)

$$A = Q / (C \cdot \sqrt{2g \cdot h})$$

Q：許容放流量（m³/sec）＝（比流量×開発面積）

A：調整孔断面積（m²）

C：係数

h：調整孔断面中心よりH.W.Lまでの水深（m）

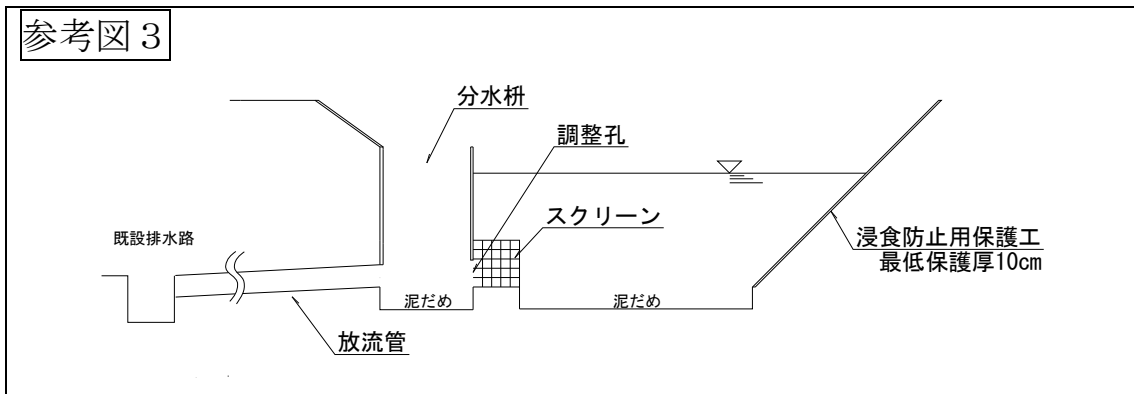
g：9.8m/sec²

(係数)

ベルマウス呑み口	0.85～0.95	標準値	0.9
呑み口部分を板で覆ったもの	0.7～0.9	標準値	0.8
箱抜き型	0.6～0.8	標準値	0.7

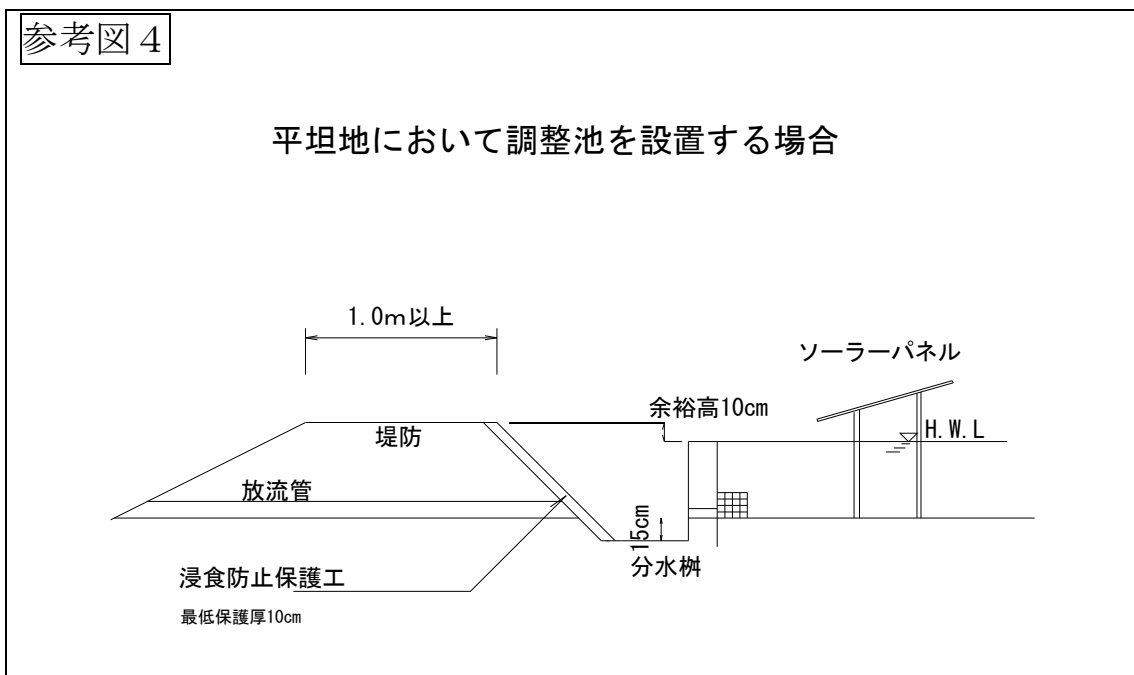
- (ウ) 調整孔がごみ等により閉塞しないために、スクリーンは調整孔の断面積の 20 倍以上の面積を有するものとする。
- (エ) 調整孔の設置は、敷地内の排水の末端に調整孔を設けた分水柵を設け開発区域外へ排水する放流管を設けるものとする。分水柵は維持管理上支障のない大きさとする。

(2) 排水施設及び調整池構造は、下記参考図のとおりとする。(参考図 3)



15. 設置面兼用の調整池

太陽光パネル設置面を幅 1 m 以上、かつ分水柵より余裕高が 10cm 以上高い堤防で囲う場合、調整池として利用できる。(参考図 4)



Ⅱ 安全対策

16. 太陽光パネル設置面保護

原則、浸食防止目的で芝張り、種子散布碎石敷きその他これらに準じるもので保護（※9）すること。

※9 掘削などを行わず地面が露出しない場合や、構造として土砂が流出しないことが明らかな場合はこの限りではない。

17. 急斜面での太陽光パネルの設置

太陽光パネルを設置する地盤の勾配（等高線の直角に測ること）は30度以下（約1：1.8）であること。ただし、地盤調査等によりその安定が確認できる場合はこの限りでない。また、事業区域内に地盤の勾配が30度を超える箇所がある場合は、土地利用計画平面図にその箇所を示すこと。

18. がけ面等の保護

高さ2m、勾配30度を超えるがけ面は、原則、擁壁を設置すること。

19. 敷地の安全

- (1) 2mを超える法面の上部側において、転落のおそれがある場所にはフェンス等の落下防止設備を設置すること。
- (2) 設備の管理のための作業路等を設ける場合、降雨時の土砂流出防止対策を行うこと。

○適用開始時期

- ・この手引きは、令和5年 月 日以降に受理された太陽光発電設備設置事業実施協議申請書に適用する。